

## 藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、中山間地域における空き家及び空き地の活用による移住・定住の促進を通して、中山間地域の活性化を図るため、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンクを実施するものとし、その実施に関してはこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 藤枝市中山間地域活性化基本計画の対象区域のうち、市街化区域を除いた地域をいう。
- (2) 空き家 個人が自己の居住を目的として建築した中山間地域に所在する住宅のうち、人が現に居住していない住宅（その敷地及び工作物を含む。）又は居住しなくなる予定の住宅（その敷地及び工作物を含む。）をいう。
- (3) 空き地 住宅を建築することができる条件を備えた中山間地域に所在する土地のうち、現に使用していない土地又は使用しなくなる土地をいう。
- (4) 中山間地域空き家・空き地バンク 中山間地域に所在する空き家及び空き地の情報を登録し、中山間地域への移住を希望する者に対し、当該情報を提供するシステムをいう。
- (5) 所有者等 空き家又は空き地に係る所有者又は管理する者をいう。
- (6) 協力事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で中山間地域空き家・空き地バンクに協力する事業者をいう。

### (物件情報の登録)

第3条 中山間地域空き家・空き地バンクに登録しようとする所有者等は、中山間地域空き家・空き地バンク物件情報登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、適当であると認めるときは、中山間地域空き家・空き地バンク情報登録台帳に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 登録しようとする空き家又は空き地が、民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく差押えを受けているとき。

(2) 空き家又は空き地を譲渡し又は貸付けを行うことについて共有者、抵当権者その他の利害関係人の同意が得られていないとき。

(3) その他市長が適当でないとき。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、中山間地域空き家・空き地バンク物件情報登録完了通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該空き家に農地が含まれるときは、必要に応じて農業委員会に情報提供を行うことができるものとする。

（物件情報の変更）

第4条 前条第3項前段の規定により通知を受けた者（以下「空き家・空き地登録者」という。）が、登録された空き家又は空き地の情報（以下「空き家・空き地情報」という。）を変更しようとするときは、中山間地域空き家・空き地バンク物件情報変更届出書（第3号様式）を市長に届け出なければならない。

（物件情報の削除）

第5条 市長は、中山間地域空き家バンク空き家・空き地情報削除申出書（第4号様式）の提出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、当該空き家・空き地情報を削除することができるものとする。

(1) 当該空き家に居住することが不可能になったとき。

(2) 当該空き地に住宅を建築することが不可能になったとき。

(3) 当該空き家・空き地情報が登録された日から2年を経過したとき。

(4) 当該空き家・空き地情報に虚偽の情報が含まれているとき。

(5) その他市長が適当でないとき。

2 前項の規定により情報を削除したときは、中山間地域空き家・空き地バンク物件情報削除通知書（第5号様式）により当該申出者に通知するものとする。

3 第1項第3号の規定により削除された当該空き家・空き地情報は、再度の登録の申請を妨げない。

（利用者情報の登録）

第6条 空き家又は空き地の利用を希望する者は、あらかじめ中山間地域空き家・空き地バンク利用者登録申請書（第6号様式）及び誓約書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その目的及び内容等を審査し、次のいずれかに該当すると認めるときは、中山間地域空き家・空き地バンク利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 空き家又は空き地に建築した住宅に定住し、藤枝市の自然環境及び生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 市長は、前項の登録をしたときは、中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報登録通知書（第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（利用者情報の変更）

第7条 前条第2項により通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）が、利用者台帳に登録された情報（以下「利用者情報」という。）を変更しようとするときは、中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報変更届出書（第9号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用者情報の削除）

第8条 市長は、中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報削除申出書（第10号様式）の提出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、当該利用者情報を削除することができるものとする。

- (1) 第6条第2項に規定する要件を欠くに至ったと認められるとき。
- (2) 空き家又は空き地の利用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 当該利用者情報に虚偽又は不正の情報が含まれていると認められるとき。
- (4) 当該利用者情報が登録された日から2年を経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 前項第4号の規定により削除された当該利用者情報は、再度の登録の申請を妨げない。

3 市長は第1項の規定により情報を削除したときは、中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報削除通知書（第11号様式）により当該申出者に通知するものとする。

（暴力団員等の排除）

第9条 藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）は、中山間地域空き家・空き地バンクを利用することができない。

2 市長は、空き家・空き地登録者及び利用登録者が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることを知ったときは、その登録を削除するものとする。

(情報の公開)

第10条 市長は、中山間地域空き家・空き地バンクの利用に必要な情報を市のホームページその他の広報媒体を通じて公開するものとする。

(空き家・空き地登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 空き家・空き地登録者と利用登録者との空き家及び空き地に関する交渉及び譲受け又は借受けの契約については協力事業者が仲介するものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家・空き地登録者、利用登録者及び協力事業者は、中山間地域空き家・空き地バンクの利用により取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）の趣旨により、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報を流出させ、毀損し、又は滅失しないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報の流出、毀損又は滅失の事案が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(紛争の解決)

第13条 中山間地域空き家・空き地バンクを利用した交渉、契約等に係る紛争は、空き家・空き地登録者と利用登録者で解決するものとする。

(適用上の注意)

第14条 この要綱は、中山間地域空き家・空き地バンク以外の制度による空き家・空き地の取引を妨げるものではない。

(その他)

第54条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年3月17日告示第40号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日告示第40号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

藤枝市長 宛

（申請者）住所

氏名

生年月日 年 月 日

TEL

E-mail

中山間地域空き家・空き地バンク物件情報登録申請書

中山間地域空き家・空き地バンクに物件の情報を登録したいので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 物件内容 物件所在地 藤枝市  
物件分類  空き家（売却・賃貸）  
 空き地（売却・賃貸）
- 2 契約交渉  宅地建物取引業者による媒介を希望します。  
 契約交渉は、私と利用登録者の当事者間で行います。
- 3 確認事項  私は、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではありません。  
 藤枝市が物件の登録に関する事務処理又は暴力団の排除に必要な場合は、家屋及びこれに関連する課税資料等を閲覧するほか、静岡県警察本部（藤枝警察署）に照会し、その情報を申請者の身分確認に利用することに同意します。

（注）

- 1 該当する項目にレ点をつけてください。
- 2 中山間地域空き家・空き地バンクに登録された物件情報の一部を、藤枝市ホームページ等で公開します。
- 3 藤枝市は、この制度により物件情報の提供や必要な連絡調整等を行います。が、「空き家・空き地登録者」と「利用登録者」間で行う物件の売買、賃貸に関する交渉、契約等に関しての媒介等を行いません。

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

様

藤枝市長

印

中山間地域空き家・空き地バンク物件情報登録通知書

中山間地域空き家・空き地バンクに物件情報を登録したので、藤枝市中山間地域  
空き家・空き地バンク実施要綱第 3 条第 3 項の規定により通知します。

登録番号 第 号

登録日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(注) 物件情報に変更があった場合は、速やかに中山間地域空き家・空き地バンク  
物件情報変更届出書を提出してください。

第 3 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

中山間地域空き家・空き地バンク物件情報変更届出書

中山間地域空き家・空き地バンクの物件情報に変更があったので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第 4 条の規定により届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容（変更内容について記載し、それが確認できるものを添付）

第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

中山間地域空き家・空き地バンク物件情報削除申出書

中山間地域空き家・空き地バンクの物件情報を削除したいので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第 5 条の規定により申し出ます。

登録番号 第 号

申し出の理由

第 5 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

様

藤枝市長

印

中山間地域空き家・空き地バンク物件情報削除通知書

中山間地域空き家・空き地バンクの物件情報を削除したので、藤枝市中山間地域  
空き家・空き地バンク実施要綱第 5 条の規定により通知します。

登録番号 第 号

削除の理由

年 月 日

藤枝市長 宛

（申請者）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

TEL

E-mail

中山間地域空き家・空き地バンク利用者登録申請書

中山間地域空き家・空き地バンクの利用者登録をしたいので、藤枝市中山間地域  
空き家・空き地バンク実施要綱第 6 条第 1 項の規定により申請します。

入居予定者

ふりがな 氏 名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先及び所在地
	本人		年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

利用目的

--

第7号様式（第6条関係）

誓約書

藤枝市長 宛

私は、下記の事項について誓約します。

また、藤枝市が暴力団の排除に必要な場合は、静岡県警察本部（藤枝警察署）に照会し、その情報を中山間地域空き家・空き地バンクの利用の登録に関する事務処理における身分確認に利用することに同意します。

- 私は、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱を理解した上で、中山間地域空き家・空き地バンクの利用者登録を申請します。
- 申請書記載事項に偽りはありません。
- 私及びその他の入居予定者は、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではありません。
- 中山間地域空き家・空き地バンクより取得した情報は、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で他人に知らせる又は使うことはありません。
- 私及びその他の入居予定者は、今後、物件を利用することになったときは、藤枝市の自然環境、生活文化等への理解を深めるとともに、地域の活性化に寄与するため、地域住民と協調して自治会等の地域活動に積極的に参加します。

年 月 日

住 所

氏 名

（注） 該当する項目にレ点をつけてください。

第 8 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

藤枝市長

印

中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報登録通知書

中山間地域空き家・空き地バンクに利用者情報を登録したので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

登録番号 第 号

住 所

氏 名

登録日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(注) 利用者情報に変更があった場合は、速やかに中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報変更届出書を提出してください。

第 9 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報変更届出書

中山間地域空き家・空き地バンクの利用者情報に変更があったので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第 7 条の規定により届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

第 1 0 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報削除申出書

中山間地域空き家・空き地バンクの利用者情報を削除したいので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第 8 条の規定により申し出ます。

登録番号 第 号

申し出の理由

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

様

藤枝市長

印

中山間地域空き家・空き地バンク利用者情報削除通知書

中山間地域空き家・空き地バンクの利用者情報を削除したので、藤枝市中山間地域空き家・空き地バンク実施要綱第 8 条の規定により通知します。

登録番号 第 号

氏 名

削除理由